

【表紙】	
【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第27条の23第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 中野 祐嗣
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所
【報告義務発生日】	令和3年3月16日
【提出日】	令和3年3月23日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	その他
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	ケネディクス株式会社
証券コード	4321
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(1)【提出者の概要】

【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	エーアールエー・リアル・エステート・インベスターズ・サーティー・リミテッド（ARA Real Estate Investors 30 Limited）
住所又は本店所在地	香港特別行政区カオルーン、ホンナム、メトロポリス・ドライブ、フォーチュン・メトロポリス、レベル9、ショップNos. 901-906, 948-950
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和3年1月8日
代表者氏名	モーゼス・K・ソング（Moses K. Song）
代表者役職	ダイレクター（Director）
事業内容	投資持株会社

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 中野 祐嗣
電話番号	03-6438-5511

(2)【保有目的】

長期投資

(3)【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)	44,705,900		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O 44,705,900	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		44,705,900
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年3月16日現在)	V	220,581,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		20.27
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和3年3月16日	株券(普通株式)	44,705,900	20.27	市場外	取得	736円

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ARA Real Estate Investors XVIII Pte. Ltd. (以下「ARA XVIII」という。)及びARA XVIIIの完全親会社であるARA Asset Management Limited (以下「ARA」という。)は、SMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社(以下「公開買付者」という。)による発行者株式に対する公開買付け(公開買付け期間:2020年11月24日から2021年1月8日まで。以下「本公開買付け」という。)の実施にあたり、公開買付者及び三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下「SMFL」という。)との間で、2020年11月20日付で株主間契約(以下「本株主間契約」という。)を締結している。当社は、ARAの完全子会社であり、2021年3月16日、本株主間契約の契約当事者たる地位及びそれに基づく権利義務をARA XVIIIから譲り受けた。

本株主間契約は、以下の各合意などを内容としている。

() 本不応募株式の不応募に係る合意

(A) ARAは、ARA XVIIIをして、ARA XVIIIが保有する発行者株式44,705,900株の全て(以下「本不応募株式」という。)について本公開買付けに応募させないこと

(B) 公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより発行者株式の全て(公開買付者が所有する発行者株式、発行者が所有する自己株式及びARA XVIIIが所有する発行者株式を除く。以下同じ。)を取得できなかった場合には、本公開買付け成立後、発行者株式の全ての取得を目的として、会社法第180条に基づき本株式併合を行うこと及び本臨時株主総会を開催することを発行者に要請し(以下「本スクイーズアウト手続」という。)、ARAは本スクイーズアウト手続が円滑に進むよう、本臨時株主総会の議決権行使の協力を含め、公開買付者及び発行者に協力すること

(C) 公開買付者、SMFL、ARA XVIII及びARAは、本スクイーズアウト手続の完了後、公開買付者及びARA XVIIIの株式所有割合を公開買付者70%、ARA XVIII30%とするため、公開買付者がARA XVIIIに対して発行者株式の一部を公開買付け価格と経済価値的に同額にて譲渡し、その他上記の各株式所有割合を実現するために必要な措置を講ずること

() 発行者の事業運営に係る合意

(A) 本スクイーズアウト手続の完了後、ARA XVIIIは発行者の非業務執行取締役1名を派遣する権利を有すること

(B) SMFLは、発行者をして、ARA XVIIIを発行者からスクイーズアウトしたりARA XVIIIの所有割合を減少させたりするいかなる行為も行わせないこと

(C) 公開買付者及びARA XVIIIは、発行者が新株発行を行う場合、第三者に先立ち、自らの株式所有割合に比例して当該新株の一部を引き受ける権利を有すること

(D) 公開買付者及びARA XVIIIは、発行者及びその子会社の活動に係る事項(重要な定款変更、株主総会での特別決議による承認が必要な組織再編等、按分でない自己株式の取得、及び解散、法的倒産手続開始の申立て)について、ARAの事前承諾を取得しなければならないこと

() 公開買付者及びARA XVIIIが所有する発行者株式の取扱い等に係る合意

(A) 公開買付者は、ARA XVIIIの事前承諾がない限り、原則として発行者株式を第三者に譲渡してはならず、ARA XVIIIは、公開買付者の事前承諾がない限り、原則として発行者株式を第三者に譲渡してはならないこと

(B) 公開買付者及びARA XVIIIがその所有する発行者株式の全部を第三者に譲渡することを希望する場合には、当該当事者は、他方当事者に対しその旨を通知し、他方当事者は、譲渡を希望している当事者に対し、当該株式の全部を購入したいとの提案を行う機会を与えられること

(C) ARA XVIIIは、本スクイーズアウト手続の完了から5年間、その所有する発行者株式の全部について、公開買付者に対する公正な市場価格でのプットオプションを有すること

(D) 公開買付者がその所有する発行者株式の全部を第三者に譲渡することを希望する場合には、ARA XVIIIは、その所有する発行者株式の全部について、共同売却権(Tag-along Right)を有し、公開買付者は、(本スクイーズアウト手続の完了から5年が経過した日以降に限り)ARA XVIIIが所有する発行者株式の全部について、強制売却権(Drag-along Right)を有すること

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額(W)(千円)	
借入金額計(X)(千円)	32,903,542
その他金額計(Y)(千円)	
上記(Y)の内訳	
取得資金合計(千円)(W+X+Y)	32,903,542

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）
ARA RE Investment Group (Singapore) Pte. Ltd.	投資持 株会社	リン・ホエ・ チャン	038985シンガポール、サンテック タワー5 #12-01、テマセク大通 り5	2	32,903,542

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

1【共同保有者 / 1】

(1)【共同保有者の概要】

【共同保有者】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	SMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社
住所又は本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	令和2年7月30日
代表者氏名	小宮 弘靖
代表者役職	代表取締役
事業内容	1. 株式の取得及び保有 2. 前号に付帯関連する一切の事業

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	三井住友ファイナンス&リース株式会社 企画部 広報IR室長 小澤 昭久
電話番号	03-5219-6334

(2)【上記共同保有者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
--	-------------------	--------------------	--------------------

株券又は投資証券等（株・口）	137,526,764		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 137,526,764	P	Q
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T		137,526,764
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和3年3月16日現在）	V	220,581,200
上記提出者の株券等保有割合（％） （T / (U+V) × 100）		62.35
直前の報告書に記載された株券等保有割合（％）		62.35

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) エーアールエー・リアル・エステート・インベスターズ・サーティー・リミテッド (ARA Real Estate Investors 30 Limited)
- (2) SMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	182,232,664		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A	-	H

新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	182,232,664	P
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		182,232,664
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

(2) 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年3月16日現在)	V	220,581,200
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		82.61
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		82.61

(3) 【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
エーアールエー・リアル・エステート・インベスターズ・サーティ・リミテッド (ARA Real Estate Investors 30 Limited)	44,705,900	20.27
SMFLみらいパートナーズインベストメント2号株式会社	137,526,764	62.35
合計	182,232,664	82.61